

令和元年議案第5号

愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
制定について

愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年10月29日提出

愛北広域事務組合

管理者 犬山市長 山田 拓郎

提案理由

この案を提出するのは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため、制定する必要があるからであります。

愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、報酬及び期末手当をいう。

- 2 給与は、他の条例に規定する場合のほか、現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。
- 3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(職員の報酬)

第3条 職員の報酬の基準となる金額は、職員が従事する業務に応じ、別表に定める額の範囲内において、規則で定めるものとする。ただし、職務の性質その他特別の事情によりこれにより難い職にある者の報酬は、規則で定めるものとする。

- 2 前項の報酬の基準となる金額を定める場合には、その職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮しなければならない。
- 3 職員の報酬額は、時間額によるものとする。
- 4 前項の報酬額は、職員の1週間当たりの通常の勤務時間が愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合において、第1項又は第2項の規定により定められた報酬の基準となる額に、100分の6を乗じて得た額を加算した額を162.75で除して得た額（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(報酬の支給)

第4条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、管理者が規則で定める期日に、その者の勤務時間に応じて支給する。

(通勤に係る費用弁償)

第5条 職員が愛北広域事務組合職員の給与に関する条例（昭和38年条例第2号。以下「給与条例」という。）第11条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の額、支給日及び返納については、給与条例第11条第2項か

ら第6項までの規定の例による。この場合において、費用弁償の額は、1月当たりの通勤回数等を考慮して規則で定めるものとする。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第6条 職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 旅行に係る費用弁償の額は、愛北広域事務組合職員旅費支給条例（昭和55年条例第1号）の例による。

(時間外勤務に係る報酬)

第7条 当該職員について定められた勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）

以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第3条第4項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。ただし、職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間にしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第3条第4項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。ただし、職員が割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、

その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 次に掲げる時間の合計が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第3条第4項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第1項の勤務（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50
（休日勤務に係る報酬）

第8条 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）並びにこれらの日の代休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第3条第4項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた職員の、その休日の勤務に対しては、第1項に規定する報酬を支給しない。

（期末手当）

第9条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期の定めが6月以上の職員（管理者が規則で定める者を除く。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（管理者が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期の定めが6月に満たない職員の1会計年度内における任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上の職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に職員として任用された者の任期の定め(6月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の職員とみなす。

(雑則)

第10条 報酬及び期末手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例(昭和38年条例第2号)の一部を次のように改正する。
第21条の2の次に次の1条を加える。
(会計年度任用職員の給与)
第21条の3 法第22条の2第1項の規定により採用された会計年度任用職員の給与は、別に条例で定める。
(愛北広域事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)
- 3 愛北広域事務組合職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和39年条例第4号)の一部を次のように改正する。
第5条第3項の次に次の1項を加える。
- 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。
(愛北広域事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)
- 4 愛北広域事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和39年条例第3号)の一部を次のように改正する。
第3条中「給料」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、

報酬の額（愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第7条に規定する時間外勤務に係る報酬及び第8条に規定する休日勤務に係る報酬を除く。））」を加える。

（愛北広域事務組合職員退職手当支給条例の一部改正）

- 5 愛北広域事務組合職員退職手当支給条例（昭和38年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員については、この限りではない。

（愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 6 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「育児休業をしている職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

第8条中「育児休業をした職員」の次に「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。））」を加える。

（愛北広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

- 7 愛北広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

別表（第3条関係）

職員が従事する業務	額
給与条例別表第1行政職給料表の適用を受ける職員が行う業務に準ずる業務及び補助的な業務	給与条例別表第1行政職給料表の1級の最高号給の給料月額